

第2次北九州市いきいき長寿プラン  
「医療と介護の連携」  
～地域リハビリテーション支援体制の構築について～

第2次北九州市いきいき長寿プラン

【目標】

- 1 いきいきと健康で、生涯現役で活躍できるまち
- 2 高齢者と家族、地域がつながり、支え合うまち
- 3 住みたい場所で安心して暮らせるまち

《施策の方向性》

- ① 地域支援体制（医療・介護の連携等）の強化
- ② 介護サービス等の充実
- ③ 権利擁護・虐待防止の充実・強化
- ④ 安心して生活できる環境づくり

## 1 概要

支援を必要とする高齢者や認知症高齢者が増える中で、重症化防止や老化に伴う心身機能の低下を予防し、住み慣れた地域において、生涯にわたっていきいきとした生活を続けられるよう、保健・医療・福祉の関係者や地域の方など、生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って活動する、いわゆる「地域リハビリテーション」の取組みが重要である。

本市では、これまで地域リハビリテーションを推進していくため、事例を通じて支援のあり方を学ぶ研修会の開催や、職種間のつながりを強くする協議会の運営など、様々な取組みを進めてきた。

現在、これまでの取組みを基盤とし、全市的に地域リハビリテーションの推進を図るため、地域リハビリテーションの支援拠点を設置するなど、地域リハビリテーション支援体制の構築に取り組んでいる。

## 2 これまでの取組み

本市では、これまで地域リハビリテーションの推進に向けて4つの取組みを進めてきた。

(1) リハビリテーション連絡協議会の設置・運営

保健・医療・福祉・介護に従事するリハビリテーション関係者が、施設や職種を超えて連携することができる場づくりとして実施している。

リハビリテーション関係者が施設や職種を超えてつながりを深め、情報の共有や相談できる場となっている。また、地域住民に対して健康講座を企画するなど、地域への関与につながっている。

〔協議会の設置状況〕

- ・平成9年度～若松区
- ・平成19年度～戸畑区、八幡西区
- ・平成24年度～八幡東区
- ・令和3年度～門司区、小倉北区、小倉南区の3区合同

(2) 地域リハビリテーションケース会議の開催

保健・医療・福祉・介護に従事するリハビリテーション関係者が、事例を通じて多職種間における連携や支援方法を学ぶ研修会を開催している。

初めての方を含めて毎回200名以上の参加があり、研修会を通じて支援技術を学べる場となっている。

〔研修会の開催状況〕

平成15年度から開催。現在まで63回開催。  
(事例検討会：48回、特別セミナー：15回)

(3) 地域リハビリテーション資源に関する調査・情報発信

地域リハビリテーションに関わる調査や資源情報を集約し、資料集やホームページ等で情報を発信している。

〔実施状況〕

- ・医療と介護の連携に関する調査・報告
- ・セルフヘルプグループ活動情報
- ・訪問リハビリテーション実施事業所に関する情報
- ・地域リハビリテーションケース会議資料集 等

(4) リハビリテーションの相談支援

リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）が、ケアマネジャーや介護サービス事業所等の従事者に対して、利用者の自立支援につながる助言や訪問による支援を実施している。

ケアマネジャーが相談支援を行う際に、生活機能の見通しや改善課題等の助言を行うことで目標が明確となり、自立性の維持・向上につながるケアプラン作成に役立っている。

〔実施状況〕

平成29年度から開始

<相談件数（カッコ内は同行訪問件数）>

- ・令和元年度：492件（301件）
- ・令和2年度：399件（268件）
- ・令和3年度：440件（296件）

### 3 国における指針の改定

- 地域リハビリテーションについては、活力ある超高齢社会の実現や寝たきり予防対策にとって重要であることから、平成18年度に、「地域リハビリテーション推進のための指針」が示され、都道府県単位で地域リハビリテーション支援体制の構築を進めている。
- その後、社会的状況の変化に伴い、令和3年5月、「地域リハビリテーション推進のための指針」が改定され、「地域リハビリテーション支援体制は、地域包括ケアシステムの構築かつ市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制の整備を図るもの」として位置づけられる。

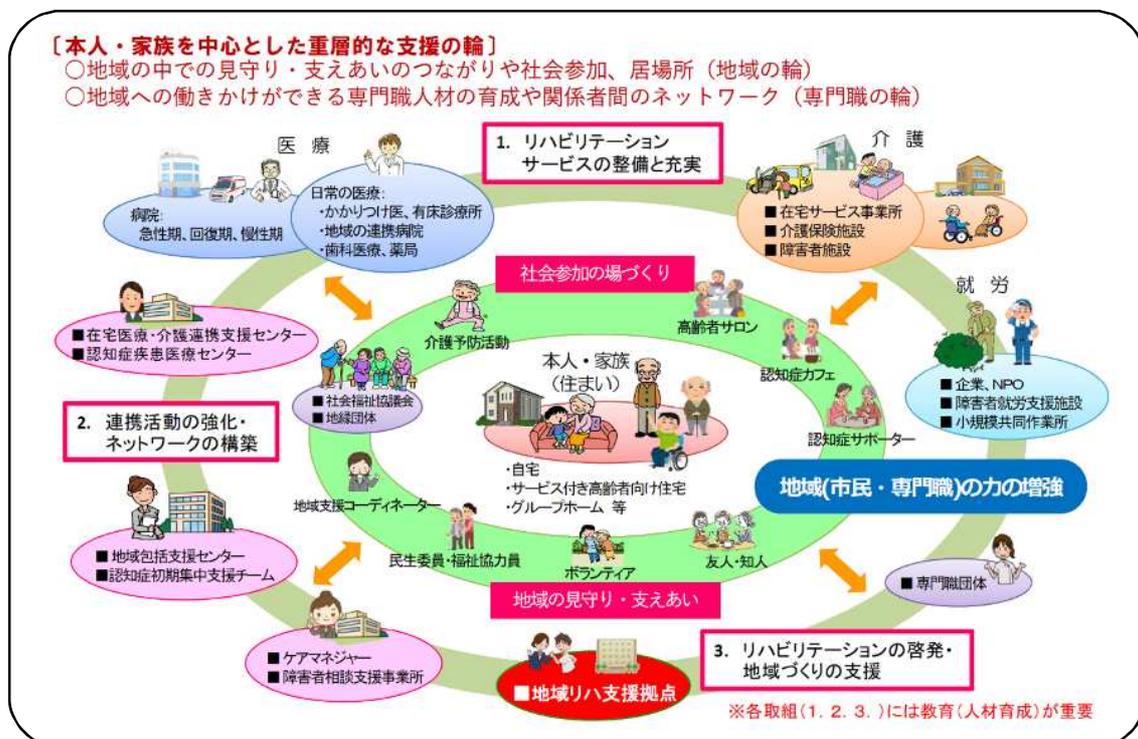
### 4 本市における地域リハビリテーションの目指す姿

本市のおかれている状況や国における指針の改定等を踏まえ、地域リハビリテーションの目指す姿を作成した。

具体的には、「リハビリテーションサービスの整備と充実」、「連携活動の強化・ネットワークの構築」、「リハビリテーションの啓発・地域づくりの支援」の取組みを進めることにより、

- ①社会参加の場や地域の見守り・支え合い活動の充実（地域の輪）
- ②地域に働きかけができる専門職人材の育成と関係者間のネットワークの強化（専門職の輪）

を図ることで、地域全体がつながり協力しあう地域ぐるみの取組み（重層的な支援の輪）を進め、地域（市民・専門職）の力を強めていきたい。



## 5 地域リハビリテーション支援体制の構築について

これまでの取組みに加え、全市的に地域リハビリテーションの推進を図るため、新たな支援体制の構築を開始している。

### (1) 地域リハビリテーション支援センターの設置

令和3年4月、地域リハビリテーション推進を図るための拠点を市内2カ所に設置。

支援センターは、「相談支援」、「リハビリテーション専門職の派遣」、「介護予防の推進」、「ネットワークづくり」の4つの視点で事業を展開し、当事者・家族をはじめ、様々な関係者にリハビリテーションの支援・啓発を行っていく予定。

センター名	東部地域リハビリテーション支援センター	西部地域リハビリテーション支援センター
担当エリア	門司、小倉北、小倉南	若松、八幡東、八幡西、戸畑
受託機関	医療法人共和会 小倉リハビリテーション病院	社会医療法人共愛会 戸畑リハビリテーション病院

### (2) 地域リハビリテーション協力機関の登録

令和3年8月、医療機関や介護サービス事業所等の協力を得て、所属するリハビリテーション専門職の派遣を行う「地域リハビリテーション協力機関」の登録を開始。

令和4年4月、地域包括支援センターが主催する地域ケア個別会議にリハビリテーション専門職の派遣を開始。

今後、高齢者サロンなどの地域の集いの場に、段階的に派遣を広げていく予定。

※協力機関登録数：20カ所（令和4年4月現在）

（医療機関：13カ所、介護サービス事業所：6カ所  
大学：1カ所）

### (3) 地域リハビリテーション推進会議の設置

地域リハビリテーションの推進に向けて、地域の現状や連携上の課題等を把握し、支援のあり方や対応策等について検討を行うため、地域リハビリテーション推進会議を設置。

構成員の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師会</li> <li>○リハビリテーション専門職、ケアマネジャー、介護福祉士等の職能団体</li> <li>○社会福祉協議会</li> <li>○民生委員児童委員協議会</li> <li>○大学 等</li> </ul>
--------	--

※令和4年1月：第1回推進会議（キックオフ会議）開催